

2022年12月10日

## 【緊急声明】

「敵基地攻撃能力」の保有、大軍拡を求める「有識者会議」報告に基づく安保3文書の改定に強く抗議し  
反対します

国際婦人年連絡会

世話人 橋本紀子 前田佳子 城倉純子

国際婦人年連絡会は、国連の掲げる平等・開発・平和の旗のもと、女性の地位向上、ジェンダー平等の実現をめざし、全国組織34団体が結集し活動している団体です。

11月22日、岸田文雄首相が設置した「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」が軍事力の抜本的強化に関する報告書を首相に提出しました。報告書では、相手国のミサイル発射拠点などをたたき「反撃能力(敵基地攻撃能力)」の保有とともに、軍事力の財源として「国民負担」の必要性を強調しています。「反撃能力(敵基地攻撃能力)」については「今後5年を念頭にできる限り早期に十分な数のミサイルを装備すべき」だと求めています。

岸田自公連立政権はこれを踏まえ、国家安全保障戦略など安保関連3文書の年内改定を急ぎ、12月2日、自民、公明両党は敵国のミサイル発射拠点などをたたき「敵基地攻撃能力(反撃能力)」の保有を正式合意しました。相手国の攻撃を思いとどまらせる抑止力の強化が名目になっていますがこのような「抑止力の向上」を理由に軍事力を増強すれば、際限のない軍拡競争を招き、日本の核兵器保有の議論にまで行きつく可能性は否定できません。

「反撃能力(敵基地攻撃能力)」の保有は、専守防衛を覆すことになり、重大な憲法違反であり断じて容認できません。戦後の歴代内閣は、「日本の防衛の限界については専守防衛を主とする」としてきました。

「反撃能力(敵基地攻撃能力)」の保有は今までの政府の答弁を覆すことになります。安全保障関連法で、日本は違憲とされていた集団的自衛権を行使できるようになり、発動要件である「存立危機事態」でも敵基地攻撃ができることを認めました。「反撃能力(敵基地攻撃能力)」を持てば日本が攻撃されていない段階で、同盟国の米国が第3国と戦争を始めることができます。また「存立危機事態」と認定すれば、外国をミサイル攻撃する事態も想定されます。そのような事態になれば、日本への報復攻撃は避けられません。

このような、「反撃能力(敵基地攻撃能力)」を備える武力の強化には5年で総額43兆円の軍事費が必要とし、その財源を国民に求め、消費税をはじめとする増税、社会保障施策の削減が必至になります。

軍事対軍事では平和は実現しません。平和であってこそ女性の人権は守られます。

私たちは、「反撃能力(敵基地攻撃能力)」の保有に強く反対し、憲法9条を活かした外交で東アジアに平和を構築する政治、国民の命と生活を第一にする政治を実現することを求めます。

以上